

町内会・自治会対象 ごみ収納ボックス等購入費補助金

町内会・自治会がごみの飛散や鳥獣による散乱を防止するために購入したごみ収納ボックス等に対し、購入費の一部を補助します。

➤ 対象となるごみ収納ボックスの条件

次の3点すべてを満たすものが補助対象となります。

- 家庭ごみの一時集積用で、ごみの散乱防止に使用するもの。
- 箱型で簡単に組み立て・折りたたみができ、高さが90cm以内であること。
- いずれかの側面が開閉できる構造であること。

➤ 補助内容

- 対象者：町内会・自治会などごみ集積所を管理する団体。
- 補助額：購入費（送料・消費税を含む）の4分の3（75%）。（100円未満切捨て）
（例）30,000円のボックス購入なら、補助金は22,500円。
- 上限額：1基につき上限25,000円。
- 年度内に補助上限に達した場合は、申請受付を終了することがあります。
- 申請前に必ず廃棄物対策課へご相談ください。

➤ 申請に必要な書類

1. 補助金交付申請書
補助を申請するための正式な書類です。
購入するごみ収納ボックスの情報や金額を記入します。
2. 見積書または購入金額が分かる書類
ごみ収納ボックスの価格や大きさが分かる書類です。
パンフレットでも構いません。
3. 設置位置図と配置図
ごみ収納ボックスを設置する場所を示した地図や配置図（写真でも可）です。
4. 誓約書
補助金を受けるにあたり、適切に管理すること等を約束する書類です。
5. 同意書（必要に応じて）
設置場所の所有者や管理者の許可証明として提出します。

➤ 申請の流れ

1. 事前相談（廃棄物対策課へご連絡ください）
2. 町内会・自治会より補助金交付申請書などの提出
3. 市が審査後、交付決定通知を発行
4. 町内会・自治会によるごみ収納ボックスの購入・設置
※必ず市からの「交付決定通知書」が届いてから購入してください。
通知前に購入したものは補助対象外となります。
5. 町内会・自治会による実績報告書、請求書などの提出
 - ◇ 実績報告書：設置内容を報告する書類です。
 - ◇ 請 求 書：購入金額を証明する領収書を添付してください。
 - ◇ 設置状況の写真
6. 市が審査後、補助金の交付

➤ 注意事項

- 申請内容に変更がある場合は、必ず廃棄物対策課へご連絡ください。
- ごみ収納ボックスは道路上に固定しないでください。
- 補助金交付を受けたごみ収納ボックスは5年間、責任を持って管理し、継続使用してください。
- 補助金交付を受けた町内会・自治会等は、ごみ収納ボックスの破損等により修理不能と認められる場合を除き、当該交付に係る同一のごみ収納ボックスについての補助金交付を受けることができません。
- 年度内に補助上限に達した場合は受付を終了することがあります。お早めにお申込みください。

【お問い合わせ先】

資源循環部廃棄物対策課

電話番号：046-822-8469